

重 要 事 項 説 明 書

(介護予防)短期入所療養介護サービス

当施設は、介護保険の許可を受けています。

(愛媛県 第 3850680012 号)

当施設はご契約者に対して(介護予防)短期入所療養介護サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要(支援)介護」と認定された方が対象となります。
要(支援)介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

目 次

1. 施設経営法人	1
2. 利用施設	1
3. 施設の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービス	3
6. 施設利用時の確認事項	4
7. キャンセル	4
8. 残置物引取人	4
9. サービス内容に関する相談窓口	4
10. 高齢者虐待防止	4
11. 事故発生時の対応について	5
12. 非常災害対策	5
13. 協力医療機関等	5
14. サービス提供における事業者の義務	6
15. 施設・設備の使用上の注意	6
16. 損害賠償について	7
17. 第三者評価実施状況	7
18. サービス利用料金	別表(8.9)

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 医療法人北辰会
(2) 法人所在地 愛媛県西条市小松町妙口甲1521番地
(3) 連絡先 Tel 0898-72-6131(代) Fax 0898-72-6121
(4) 代表者氏名 理事長 真鍋克己
(5) 設立年月日 昭和 54 年 9 月 1 日

2. 利用施設

(1) 施設の種類	介護老人保健施設
(2) 施設の目的	当施設は、要(支援) 介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した(介護予防)短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。
(3) 施設名	介護老人保健施設まなべ
(4) 所在地	愛媛県西条市小松町妙口甲1521番地
(5) 連絡先	Tel 0898-72-6131(代) Fax 0898-72-6121
(6) 管理者氏名	山下 省吾 (医療法人北辰会西条市民病院医師)
(7) 施設の運営方針	<ol style="list-style-type: none">(介護予防)短期入所療養計画に基づいて、医学的管理下におけるリハビリテーション、看護・介護、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活の世話をを行う事により、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指す。また同時に、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。利用者の思想及び人格を尊重し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごす事ができるようサービス提供に努める。サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については当施設での介護サービス提供に係る以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
(9) 利用定員	29名以内(空床利用)とする。

3. 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		12,934.20 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造
	延 床 面 積	8,743.07 m ² (老健部分1,337.72 m ²)
	利 用 者 定 員	29 名

(2) 居室

居室の種類(全室個室)	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
ユニット桜	10 室	14.29~15.94 m ²	
ユニット藤	10 室	15.45~15.77 m ²	
ユニット椿	9 室	14.62~15.50 m ²	
合計3ユニット	29 室	15.38 m ²	

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
機能訓練・共同生活室	3室	ユニット桜 45.40 m ² (4.54 m ²) ユニット藤 68.69 m ² (6.86 m ²) ユニット椿 49.93 m ² (5.54 m ²)	
浴 室	3室	特殊浴室 23.95 m ² 介護浴室 7.67 m ² 介護浴室 10.04 m ²	特殊浴槽1台 昇降式個人浴槽1台 一般浴槽2台
診察室	1 室	12.24 m ²	
洗面所		各居室、各脱衣室、各機能訓練室・共同生活室に設置	
トイレ	35 箇所	各居室および共同スペースに設置	

- ・居室の変更：利用者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
その際には、利用者やご家族と協議のうえ決定するものとします。
- ・居室に関する特記事項（※全室にベッド・エアコン・トイレ・洗面所・クローゼット・チェスト）

(4) 送迎の有無

通常の送迎地域に関しては、西条市の区域とさせて頂いております。
但し、当事業所の状況等により送迎が実施できない場合もございます。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して介護保健施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【職員の配置状況】※職員の配置については、基準を遵守しています。

職 種	員 数
1. 施設長 (管理者)	併設施設と兼任 1 人
2. 医師	併設施設と兼任 1 人
3. 看護職員	常勤換算 3 人以上
4. 介護職員	常勤換算 18 人以上
5. 支援相談員	1 人以上
6. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	常勤換算 1 人以上
7. 薬剤師	併設施設と兼任 1 人
8. 管理栄養士	1 人以上
9. 介護支援専門員	1 人以上

【主な職員の勤務体制】

職種	勤務時間	職務の内容
1. 施設長(管理者・医師)	月～金曜日 13:30～15:30	施設全体の管理を行う。 利用者の病状及び心身の状況に応じて、 日常的な医学的対応を行う。
2. 看護職員	早出(7:30～16:00) 日勤(8:30～17:00) 遅出(10:30～19:00) 夜勤(21:45～7:15)	医師の指示に基づき投薬、検温、血压測定等の医療行為を行うほか利用者の看護を行う。
3. 介護職員	早出(7:00～15:30) 日勤(8:30～17:00) 遅出(13:30～22:00) 夜勤(21:45～7:15)	利用者の(介護予防)短期入所療養介護サービス計画に基づく介護を行う。
4. 支援相談員	非常勤(併設施設と兼任)	利用者及び家族からの相談に応じると共に レクリエーション等の計画、指導を行い 市町村との連携を図る。
5. 理学療法士 作業療法士	8:30～17:00 常勤で勤務	理学療法士、作業療法士により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努める。
6. 薬剤師	非常勤(併設施設と兼任)	医師の指示に基づき投薬を行い、利用者に薬剤に関する指導を行う。
7. 栄養士(管理栄養士)	8:30～17:00 常勤で勤務	利用者の状態に合わせた栄養管理を行う。
8. 介護支援専門員	8:30～17:00 常勤兼任で勤務	(介護予防)短期入所療養介護計画の作成を行う。

※1 日中においては、1ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置しています。

※2 夜間においては、2ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置しています。

5. 当施設が提供するサービス

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、利用料金の一部が介護保険から給付される場合、利用料金の全額を利用者に負担いただく場合の2種類あります。

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

なお、利用料金が変わることがありますので、その際には事前にご説明致します。

(サービス利用料金については別表参照)

【サービスの概要】

1) 居室の提供

2) 食事

①当施設では、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の栄養状態をサービス利用時に把握し栄養管理を行います。

食事時間(利用者のご希望やご都合により食事時間を変更することができます。)

朝食 午前7時30分

昼食 午後12時

夕食 午後6時

②利用者の自立支援のため、基本的には、共同生活室にて食事をして頂きます。

利用者の状況に応じて、適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。

3) 入浴

①入浴又は清拭を週2回以上行います。

②寝たきりの方も特殊浴槽を使用して入浴することができます。

4) 排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

5) 機能訓練

理学療法士が利用者ごとに機能訓練を行います。

6) 健康管理

医師や看護職員・介護職員が、健康管理を行います。

但し、当施設では行えない処置(透析等)や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。

7) その他自立への支援

①寝たきり防止のため、できる限りベッドから離れての生活に配慮します。

②生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

③清潔で快適な生活が送れるよう、また適切な整容が行われるよう援助します。

6. 施設利用時の確認事項

①利用中は本人様になるべく家で暮らしている時と変わらないようにして頂くために環境作りのご協力をお願いします。当施設では最低限の設備しか整えていません。

②原則午後9時には玄関の鍵を閉めさせて頂いています。午後9時以降の面会時には自動ドア横にありますインターホンにてお知らせください。

7. キャンセル

利用者がサービスの利用の中止をする際には、出来るだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

但し、利用者の容体の急変など、緊急やむ得ない事情がある場合は含みません。

8. 残置物引取人

サービス利用が終了した後、当施設に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身がお引き取りできない場合に備えて、残置物引取人を定めて頂きます。

引渡しにかかる費用については、利用者又は残置物取引人にご負担頂きます。

9. サービス内容に関する相談窓口(苦情等)

(1)当施設におけるご相談に応じる体制は次のとおりです。

当施設相談窓口	【窓口担当者】	黒河 理恵(施設長代理)
	【ご利用時間】	月～金曜日 8:30～17:00 上記日時以外及び担当者不在のときは、そのほかの職員にお申し出下さい。改めてご連絡させて頂きます。
	【ご利用方法】	電話 0898-72-6131 面接場所 当施設診察室 意見箱 サービスステーション前

(2) 行政機関(苦情に係る相談窓口) ご利用時間 8:30～17:15

土日祝祭日 年末年始(12/29～1/3)を除く

西条市役所	介護保険課事業所指導係	西条市明屋敷164番地 TEL 0897-56-5151
西部支所	市民福祉課	西条市周布349番地1 TEL 0898-64-2700
丹原サービスセンター	市民福祉課	西条市丹原町池田1733番地1 TEL 0898-68-7300
小松サービスセンター	市民福祉課	西条市小松町新屋敷甲496番地 TEL 0898-72-2111
愛媛県国民健康保険団体連合会		松山市高岡町101番地1 TEL 089-968-8700

(3) 問題の解決方法

①ご意見は面接や電話、書面にて隨時受け付けます。サービスステーション前に意見箱を設置していますのでご利用ください。

②窓口担当者は事業所職員・介護支援専門員等に状況を確認します。

③その後、協議の上、窓口担当者が申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。

10. 高齢者虐待防止

- ①利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、高齢者虐待防止のための指針に基づき高齢者虐待の防止に努めます。
②高齢者虐待防止法に基づき、養護者による高齢者虐待及び施設従業者等による高齢者虐待（身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄放任、経済的虐待、性的虐待）を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11. 事故発生時の対応について

当施設においてサービス提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下の通り速やかに対応します。

(1) 利用者に事故が発生した場合

- ①当該サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員または上司に報告します。
②発生状況・身体状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて医師・看護職員に報告します。
③市町村に連絡すると共に、事故の記録を行います。
④事故検討委員会にて事故の原因の調査・分析を行い、利用者やご家族に誠実に説明します。

(2) 利用者の財物が破損・紛失した場合

- ①サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を施設責任者に報告し、施設責任者より速やかにご家族へ連絡します。

- ②事故検討委員会にて事故の原因の調査・分析を行い、利用者やご家族に誠実に説明します。

※上記のいずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合には、速やかに損害賠償を行いうものとします。

※また必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

12. 非常災害対策

非常時の対応	消防計画に従い対応をします。																											
避難訓練および防火設備	別途定める消防計画に従い、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者も参加して行います。 <table border="1"><thead><tr><th>設備名称</th><th>個数等</th><th>設備名称</th><th>個数等</th></tr></thead><tbody><tr><td>スプリンクラー</td><td>有り</td><td>防火扉・シャッター</td><td>有り(1ヶ所)</td></tr><tr><td>避難階段</td><td>1箇所</td><td>屋内消火栓</td><td>1ヶ所</td></tr><tr><td>自動火災警報機</td><td>有り</td><td>消火器</td><td>6ヶ所</td></tr><tr><td>誘導灯(通路誘導灯)</td><td>14ヶ所</td><td>ガス漏れ探知機</td><td>有り</td></tr><tr><td>非常用電源</td><td>有り</td><td>非常通報装置</td><td>有り</td></tr></tbody></table> カーテン等は難燃性のものを使用しています。				設備名称	個数等	設備名称	個数等	スプリンクラー	有り	防火扉・シャッター	有り(1ヶ所)	避難階段	1箇所	屋内消火栓	1ヶ所	自動火災警報機	有り	消火器	6ヶ所	誘導灯(通路誘導灯)	14ヶ所	ガス漏れ探知機	有り	非常用電源	有り	非常通報装置	有り
設備名称	個数等	設備名称	個数等																									
スプリンクラー	有り	防火扉・シャッター	有り(1ヶ所)																									
避難階段	1箇所	屋内消火栓	1ヶ所																									
自動火災警報機	有り	消火器	6ヶ所																									
誘導灯(通路誘導灯)	14ヶ所	ガス漏れ探知機	有り																									
非常用電源	有り	非常通報装置	有り																									
消防計画	西条消防本部への届出日：平成22年8月25日 防 火 管 理 者：首藤 守良																											

13. 協力医療機関等

医療機関	病院名および所在地	西条市民病院 西条市小松町妙口甲1521番地
	連絡先	0898-72-4111(代)
	診療科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科
	入院設備	あり
歯科	病院名および所在地	いしづち歯科医院 西条市氷見丙412番地1
	連絡先	0897-57-9506
	入院設備	なし
	病院名および所在地	深田歯科医院 西条市小松町新屋敷甲323番地1
	連絡先	0898-72-2007
	入院設備	なし

14. サービス提供者における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供する際に、以下の事項を遵守します。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて、必要な場合には医師等と連携のうえ、利用者から生活状態について聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに利用者又は代理人の請求に応じて閲覧、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤事業者及びサービス提供従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由無く第三者に漏洩しません。但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合は、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

15. 施設・設備の使用上の注意

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 食事

利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、(管理)栄養士が食事内容を管理しています。そのために、施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をして頂きます。

(2) 面会時間及び消灯時間

原則、面会時間は7時から22時、消灯時間は21時とします。

時間外に面会を希望される方は玄関にあるインターフォンを押してください。

なお、来訪時に食べ物を持ち込まれる場合は必ず職員にお知らせください。

(3) 喫煙及び飲酒

健康増進法第25条により館内禁煙とさせていただきますので、ご協力をお願いします。

飲酒は原則できません。

(4) 火気の取り扱いについて

施設内での火気の取り扱いはできません。

(5) 施設・設備使用上の注意及び所持品・貴重品について

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設・設備を破損もしくは汚した場合には、利用者に自己負担により原状に復して頂くか、相当の代価をお支払い頂く場合があります。利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

所持品については、全て記名をお願いします。紛失して困るような物品の持ち込みはご遠慮下さい。金銭・貴重品の管理についてはご家族でお願い致します。

(6) 宗教・政治活動及び営利活動について

当施設の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(7) 動物飼育

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(8) 迷惑行為

騒音等他の利用者の方の迷惑になるような行為はご遠慮下さい。

また、むやみに他の利用者の居室などに立ち入らないで下さい。

16. 損害賠償について

当施設において事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

17. 第三者評価実施状況

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、(介護予防)短期入所療養介護のサービスの内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日 令和 年 月 日

施 設 名 医療法人北辰会 介護老人保健施設 まなべ

説 明 者 氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を受け、(介護予防)短期入所療養介護のサービスの内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

利 用 者 氏 名

印

連 帯 保 証 人 住 所

連 帯 保 証 人 氏 名

印

【サービス利用料金】

(1) 基本的な料金プラン

(1日分、単位:円)

	要(支援)介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給付	基本部分 (1割負担)	680	846	906	983	1,048	1,106	1,165
	基本部分 (2割負担)	1,360	1,692	1,812	1,966	2,096	2,212	2,330
	基本部分 (3割負担)	2,040	2,538	2,718	2,949	3,144	3,318	3,495
介護 給付外	食費				1,690			
	居住費				2,460			
1割分合計／日(円)	4,830	4,996	5,056	5,133	5,198	5,256	5,315	
2割分合計／日(円)	5,510	5,842	5,962	6,116	6,246	6,362	6,480	
3割分合計／日(円)	6,190	6,688	6,868	7,099	7,294	7,468	7,645	
おやつ代			33	(日額)	希望者のみ			

※食費1,690円の内訳は、朝食430円 昼食630円 夕食630円となります。

(2) 利用者負担

利用者負担は、国により所得などの状況から第1から第4段階に区分されます。

第1段階から第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。利用者がどの段階に該当するかは市町村が決定します。

負担軽減策を利用して頂く場合には、利用者の住所地の市町村に申請し、介護保険負担限度額認定証を受ける必要があります。また、介護保険負担限度額認定証の提示がない場合には、

第4段階の交付の利用料をお支払い頂くことになります。介護保険負担限度額認定証の期間内で過払い分については住所地の市町村に申請し、市町村より差額分の支給が受けられます。

対象者		区分	食費	ユニット型個室 居住費(滞在費)
生活保護を受給者されている方		利用者負担 第1段階	300円	880円
世帯全員が 市区町村民 税を課税さ れていない 方	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第2段階	600円	880円
	合計所得額と公的年金等収入額の合計 が年間80万円以下の方	利用者負担 第3段階①	1,000円	1,370円
	合計所得額と公的年金等収入額の合計 が年間80万円超120万以下の方	利用者負担 第3段階②	1,300円	1,370円
	合計所得額と公的年金等収入額の合計 が年間120万超の方	利用者負担 標準	1,690円	2,460円
上記以外の方				

◇高額介護サービス費

1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

高額介護 サービス	生活保護受給	市町村民税非課税		基準費用額(課税所得額の区分)		
		80万円以下	380万未満	380万未満	380万～690万未満	690万以上
自己負担 上限額	世帯	個人	世帯	世帯	世帯	世帯
	15,000	15,000	24,600	24,600	44,400	93,000

※払い戻しについては市町村により異なりますが概ね3ヵ月後となります。例 1月分→4月頃に振り込まれます。

※食費・居住費以外の介護保険サービス費が対象

(3) 介護給付対象サービスの加算

種類	利用料(円)	備考
夜勤職員配置加算	24 円/日	
個別リハビリテーション実施加算	240 円/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	利用開始7日を限度
緊急短期入所受入加算	90 円/日	利用開始14日を限度
若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 円/日	
送迎加算	184 円/回	片道
総合医学管理加算	275 円/日	利用開始10日を限度
療養食加算	8 円/食	
緊急時施設療養費		
(1) 緊急時治療管理	518 円/日	1ヶ月1回連続する3日を限度
(2) 特定治療		医療診療報酬点数表に基づく点数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に7.5%加算

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ①利用者が要(支援)介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払い頂きます。
- ②要(支援)介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
- ③償還払いとなる場合、利用者には、当法人より保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ④介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更させて頂きます。
- ⑤居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）の場合は、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

【サービスの概要と利用料金】

- ①食費 1,690円/日 (朝食430円 昼食630円 夕食630円)
- ②居住費(ユニット型個室) 2,460円/日
- ③おやつ代(希望者のみ) 33円/日
- ④日常生活費
 - 1) シャンプー・リンス・石鹼などの共用物品(施設で用意するものを利用頂く場合) 100円/入所中
 - 2) 洗濯代 100円/回
原則はご家族様にお願い致します。やむを得ない事情により洗濯が困難な場合は、洗濯代として1回100円頂きます。
- ⑤健康管理費 インフルエンザ予防接種に係る費用等、実費(市町村の契約に基づく)
- ⑥文書料 施設利用中に証明書・診断書等が必要な場合、各種文書料をお支払い頂きます。
- ⑦その他 利用者に負担頂くことが適当であると認められる費用を負担頂きます。